

避難者数、中継所兼基幹避難所等

受入市町名 (人口:人)	受入可能人数	移動 平均距離	学院大高市 避難者数	中継所兼基幹避難所	避難小学校区			
					山方小学校区 (舟生・盛金・家和寮を除く)	(旧)家和寮青少年の家 (舟生・盛金・家和寮)	山方南小学校区	
① 大田原市 (78,220)	6,936	59.3km	6,774	大田原体育館・武道館	約59km 避難人員 2,872人	約55km 避難人員 1,126人	移動距離 避難人員	約64km 2,776人
② 矢板市 (35,875)	6,001	60.0km	5,157	矢板小学校	大宮小学校区 移動距離 約60km 避難人員 5,157人			
③ 那須塩原市 (115,035)	10,844	62.0km	10,679	にしなすの運動公園	大宮西小学校区 移動距離 約60km 避難人員 3,827人			
④ さくら市 (41,277)	5,827	55.3km	5,111	道の駅きつれがわ	(旧)小場小学校区 移動距離 約60km 避難人員 3,145人			
⑤ 那須烏山市 (31,656)	6,200	56.5km	5,454	烏山体育館	上野小学校区 移動距離 約54km 避難人員 3,923人			
⑥ 那須町 (27,153)	5,420	64.0km	3,450	東陽小学校	(旧)檜沢小学校区 移動距離 約72km 避難人員 993人			
⑦ 那珂川町 (19,922)	2,850	45.5km	2,378	総合体育館	御前山小学校区 (旧)伊勢畑小を除く 移動距離 約46km 避難人員 1,898人			
合計	44,078		39,003		(旧)世喜小学校区 移動距離 約59km 避難人員 1,531人			
					縮川小学校区 移動距離 約56km 避難人員 2,457人			
					(旧)伊勢畑小学校区 移動距離 約45km 避難人員 480人			
					(旧)大場小学校区 移動距離 約50km 避難人員 1,113人			

広域避難における避難施設等（さくら市）

避難先 自治体	中継所兼 基幹避難所	避難施設	所在地	収容 可能人員	避難元		
					校区名	地区名	避難人員
さくら市	道の駅 きつれがわ	喜連川小学校	さくら市喜連川3811	546	村田小	上村田	1,073
		喜連川中学校	さくら市喜連川5691	646		石沢, 下村田	2072
		氏家中学校	さくら市氏家3242	2,177	旧小場小		853
		道の駅きつれがわ	さくら市喜連川4145-10	40		旧大場小	604
		旧喜連川高校体育館	さくら市喜連川561	724	509		
		喜連川保健センター	さくら市喜連川807-8	199			
		鷺宿体育館	さくら市鷺宿1105	412			
		金鹿体育館	さくら市鹿子畑1221	412			
		河戸体育館	さくら市上河戸1826	338			
		穂積体育館	さくら市穂積478	333			

5,827

10コ施設

5,111

## 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定の概要

本協定は、常陸大宮市周辺地域で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、災害対策基本法及び茨城県広域避難計画に基づく広域避難に関し、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町と常陸大宮市の6市2町において、あらかじめ取り決めをするもの。

### 【協定書の概要】

- 1 趣旨：原子力災害時等に災害対策基本法等に基づき、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町と常陸大宮市が、県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。
- 2 基本事項：避難受入市町は、原子力災害時等に常陸大宮市民の生命又は身体を保護するため、あらかじめ定めた公共施設を避難所として提供する。避難所の開設等受入業務は、常陸大宮市の要請を踏まえて避難受入市町が行い、常陸大宮市はできるだけ速やかに受入市町から避難所の移管を受ける。
- 3 受入要請：受入要請は常陸大宮市が文書で行い、避難受入市町は協議が整った場合は、避難の受入準備を開始する。
- 4 受入期間：避難受入市町が受入をする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況等を踏まえ、受入期間の延長が必要になったときは、常陸大宮市が、茨城県及び栃木県並びに避難受入市町と協議して受入期間の延長を決定する。
- 5 スクリーニング：常陸大宮市民に対するスクリーニング及び除染は、汚染の拡大防止の及び同市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。
- 6 必要物資：避難所運営に必要な物資、防災資機材等は、常陸大宮市が茨城県と協力し確保する。不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与・提供するよう要請できる。
- 7 費用負担：要した費用は、法令その他に定めがある場合を除き、常陸大宮市が負担する。やむを得ない事情があるときは、常陸大宮市は避難受入市町に対し、当該費用の一時繰替による支弁を求めることができる。

原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定書

栃木県大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県常陸大宮市（以下「常陸大宮市」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における常陸大宮市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、避難受入市町及び常陸大宮市が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う常陸大宮市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本事項）

第2条 避難受入市町は、原子力災害時等で常陸大宮市民の生命又は身体を保護するため常陸大宮市長が県外広域避難の必要があると認めたときは、常陸大宮市民を受け入れるものとする。ただし、常陸大宮市民を受け入れないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を常陸大宮市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の開設等受入業務については、常陸大宮市の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、常陸大宮市はできるだけ速やかに避難受入市町から避難所運営の移管を受け取るものとする。

4 常陸大宮市は、県外広域避難に当たって、茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大にならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、常陸大宮市が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市町は、常陸大宮市と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 避難受入市町が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏

まえ、受入期間の延長が必要となったときは、常陸大宮市が、茨城県及び栃木県並びに避難受入市町と協議して受入期間の延長を決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 県外広域避難を行う常陸大宮市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び常陸大宮市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、常陸大宮市が茨城県と協力し確保するものとする。

2 常陸大宮市は、前項の必要物資が不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与し、又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、常陸大宮市が負担する。

2 常陸大宮市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用の一時繰替による支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 避難受入市町及び常陸大宮市は、この協定が円滑に運営されるよう、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び常陸大宮市の防災担当課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び常陸大宮市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月28日

栃木県大田原市長

栃木県矢板市長

栃木県那須塩原市長

栃木県さくら市長

栃木県那須烏山市長

栃木県那須町長

栃木県那珂川町長

茨城県常陸大宮市長